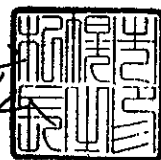


札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年2月 10 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 3 号

札幌市下水道事業会計規則の一部を改正する規則

札幌市下水道事業会計規則（平成11年規則第29号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第29条第1項中「現金収納員」の次に「若しくは第40条第1項の規定により公金の徴収若しくは収納の事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」を加える。
- (2) 第32条第1項中「及び現金収納員」を「、現金収納員及び指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「現金収納員」の次に「、指定公金事務取扱者」を加える。
- (3) 第40条中「の規定に基づき、」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第243条の2第1項の規定により」に改め、同条に次の3項を加える。
 - 2 法第33条の2において準用する自治法第243条の2第1項の規定により収納の事務を委託することができる歳入（第20条の規定により保管する現金を含む。）は、法第33条の2において準用する自治法第243条の2の5第1項各号のいずれにも該当するものとして下水道河川局長が認めたものとする。
 - 3 指定公金事務取扱者は、納入義務者から金銭を収納したときは、所定の領収日付印を押した領収書を交付しなければならない。
 - 4 指定公金事務取扱者は、収納した金銭を現金払込書により速やかに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- (4) 第81条第3項中「物品を払い出し、物品の受領者から受領印を徴しなけ

ればならない」を「速やかに物品を払い出すものとする」に改める。

(5) 第86条第2項中「使用者から受領印を徴し」を削り、同条第3項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書中「はる」を「貼る」に改める。

(6) 第95条第2号オ中「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ ソフトウェア仮勘定（オに掲げる資産であって、事業の用に供するものの開発をした場合における支出した金額及び当該開発の目的のために充当した材料をいう。）

(7) 第102条の見出しを「(仮勘定)」に改め、同条中「建設仮勘定」を「建設仮勘定」に改め、同条に次の1項を加える。

2 ソフトウェアの開発は、ソフトウェア仮勘定を設けて経理するものとする。

(8) 第103条の見出しを「(仮勘定の精算)」に改め、同条第1項中「建設改良工事」の次に「又はソフトウェアの開発」を、「当該工事」の次に「又は開発」を、「課長は、」の次に「それぞれ」を、「建設仮勘定」の次に「又はソフトウェア仮勘定」を加え、同条第2項中「工事」の次に「又は開発」を加える。

(9) 第104条第1項中「土地」の次に「及び建設仮勘定」を加え、「及び電話加入権」を「並びに電話加入権及びソフトウェア仮勘定」に改める。

(10) 第105条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）」を「自治法」に改める。

(11) 第128条第2号中「建設仮勘定」を「仮勘定」に改める。

(12) 別表2中

「			その他無形固定資産	を
				」
「			ソフトウェア仮勘定	に
			その他無形固定資産	
				」

改める。

(13) 様式 3 9 中

「

使用者職氏名		使用印

」

「

使用者職氏名	

」

を

に、

「

使用印	返納年 月日	物品取 扱員印	備考

」

「

返納年月日	備考

」

を

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の札幌市下水道事業会計規則の規定に基づいて作成された用紙で現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。